

分野	事業名	内容	担当課
結婚	伊方町結婚祝い金支給事業	伊方町において結婚する方に対し、結婚祝い金を支給します。 ■支給対象者は次の条件にすべて該当する方です。 ①婚姻届提出時に夫婦のどちらか一方が本町に住所を有する方。 ②祝い金支給後、婚姻を解消することなく、夫婦で引き続き本町に居住する方。 ③夫婦のどちらか一方の年齢が40歳以下であること。 ④夫婦ともに、過去において町の後継者結婚祝い金や今回開始する祝い金の支給を受けていない方。 ⑤町税や使用料等、町に対する債務履行を遅滞していない方。 ■支給額 結婚者1組 10万円	保健福祉課
子育て	出産祝い金制度	出産子育て費用の負担軽減を図るため、第3子以降の出生児1人につき、総額100万円を支給。	保健福祉課
子育て	NEW! 伊方町子ども・子育て応援券交付事業	■交付対象者 次の①および②に該当する方 ①平成29年4月1日以降に出生し、申請時に伊方町に居住している乳児 ②町税や使用料等、町に対する債務履行を遅滞していない方 ■愛媛っ子応援券(おむつ券)交付額 1,000円の50枚つづり * 町内の登録店舗でのみ使用可能 ■使用期限 交付した年度の翌年度末 <u>伊方町は、1人目から交付の対象です。</u>	保健福祉課
子育て	NEW! 3歳未満の保育料	幼児教育・保育の無償化にともない3歳未満の保育料を町独自の取り組みで一律4,500円としました。 * 市町村民税所得割額57,700円未満(ひとり親世帯等77,101円未満)の世帯は免除。その他、条件により軽減あり。	保健福祉課
子育て	子ども医療費助成制度	中学校卒業までの入院・通院の医療費のうち保険診療の自己負担分を助成。	保健福祉課
子育て	子育て交流広場 (スマイルルーム)	家庭で育児をしている保護者の負担軽減を目的に、交流の場を開設。(平日午前中開催) 対象: 保育所を利用していない未就学児童とその保護者	保健福祉課
子育て	放課後児童健全育成事業	昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童に対して、家庭との連携を図りつつ、児童の保護及び遊びを通しての育成、指導を行う児童クラブを開設。 実施時間: 平日の下校時から午後6時まで 長期休業中は午前8時30分から午後6時まで	保健福祉課
教育	小・中学校入学経費助成事業	町内の小中学校入学に対する奨励及び保護者の負担軽減を図ることを目的として、入学する児童・生徒の保護者に対して、通学用品購入経費を助成。 経費の助成は、町内の通学用品取扱店による現物支給とし、助成の額は小中学校で3万円を限度とする。支給回数は、小中学校各1回限り。	教育委員会事務局
教育	こども英語スクール	次世代を担う子どもたちに、英語に慣れ親しんでもらうことで「英語＝楽しい」という感覚を持ってもらい、国際的な視野とコミュニケーション能力の育成を目的とした「こども英語スクール」を開催。 対象: 町内の小学生(1年生～3年生)の希望者 講師: 伊方町国際交流員(外国人) 参加費: 無料 H28実施状況: H28.6からH29.2まで、毎月2回(土曜日)開催 10時～11時	教育委員会事務局